

誓 約 書

令和 年 月 日

長崎県知事 様

申請者 { 主たる事業所
の所在地
名 称
代表者の職・氏名

令和 年 月 日付けで行った生活困窮者自立支援法 (平成 25 年法律第 105 号) 第 16 条第 1 項の規定に基づく生活困窮者就労訓練事業の認定の申請について、下記のとおり誓約します。

記

- 1 提出する書類について事実と相違ないこと。
- 2 生活困窮者自立相談支援事業を行う者のあっせんに応じ生活困窮者を受け入れること。
- 3 生活困窮者就労訓練事業の実施状況に関する情報の公開について必要な措置を講じること。
- 4 生活困窮者自立支援法施行規則 (平成 27 年厚生労働省令第 16 号。以下「則」という。) 第 21 条第 1 号ホ (1) から (9) までのいずれにも該当しない者であること。
- 5 生活困窮者就労訓練事業の利用者に対し、就労の機会を提供するとともに、則第 21 条第 2 号イ、ロに掲げる就労等の支援のための措置を講じること。
- 6 生活困窮者就労訓練事業の利用者 (労働基準法 (昭和 22 年法律第 49 号) 第 9 条に規定する労働者を除く。) の安全衛生その他の作業条件について、労働基準法及び労働安全衛生法 (昭和 47 年法律第 57 号) の規定に準ずる取扱いをすること (則第 21 条第 3 号関係) 。
- 7 生活困窮者就労訓練事業の利用に係る災害 (労働基準法第 9 条に規定する労働者に係るものを除く。) が発生した場合の補償のために、必要な措置を講じること (則第 21 条第 4 号関係) 。
- 8 「生活困窮者自立支援法に基づく就労訓練事業の実施に関するガイドライン (平成 30 年 10 月 1 日付け社援発 1001 第 2 号。厚生労働省社会・援護局長通知) 」を遵守すること。